

～令和6年度から負担金が改定になります。～

本市の放課後児童クラブは、これまで、開室時間の前延長やコロナ禍での事業継続、また専用棟の新設や学校施設の活用を推進する等しながら待機児童を出さずにサービスの拡充を行ってきたところです。

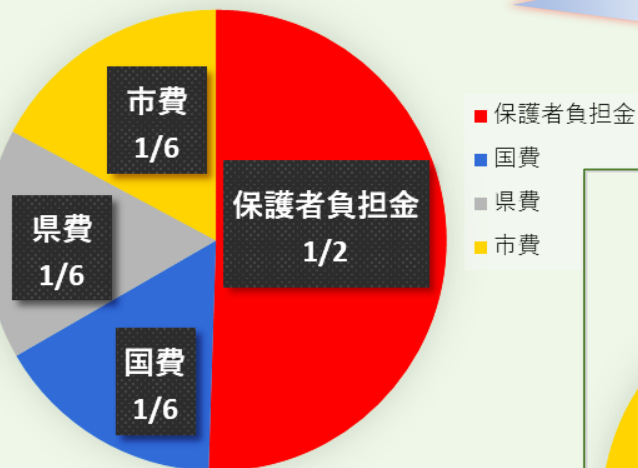
放課後児童クラブの持続的な運営や受益者負担の適正化を図るため令和6年4月から保護者負担金について改定を行います。保護者の皆様には、今後とも児童クラブの運営にご理解ご協力を賜いますようお願いいたします。



簡単に財政的な説明を図であらわしてみると・・・

国が示す運営費負担の割合

【※理想のスキーム(特定分)】



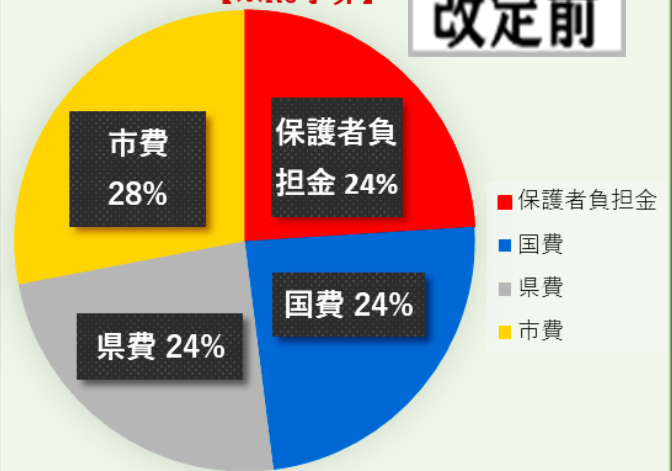
●国が示す運営費負担の考え方●

左図のとおり、保護者負担が1/2、公費負担が1/2となっており、公費負担のうち国、県、市はそれぞれ1/3とするところですが・・・

本市の運営費負担の割合

【※R5予算】

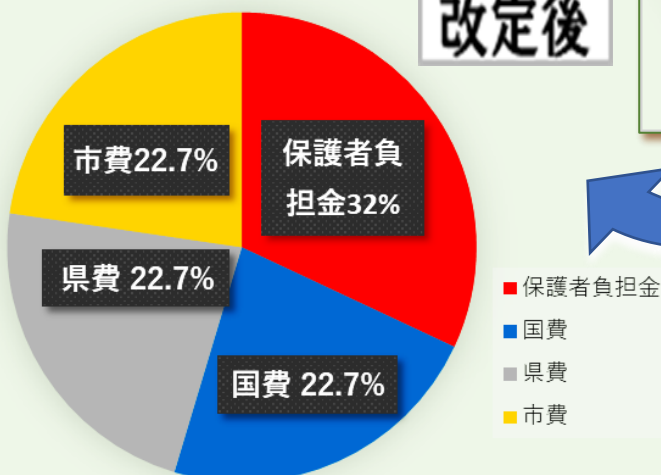
改定前



本市の運営費負担の割合

【※R5予算における試算】

改定後



改定で公費負担割合を調整